

●香川県告示第206号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、観音寺港の臨港地区内において分区を指定したので、次のとおり告示し、公衆の縦覧に供する。

平成24年4月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1. 分区名及び分区の指定に係る土地の区域

(1) 分区名

商港区

(2) 分区の指定に係る土地の区域

縦覧に供する図面表示のとおり

2. 縦覧場所

香川県土木部港湾課